

お知らせ

information  
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
地域振興グループ ☎ 76 - 2151  
FAX 76 - 2976

納税通知書、印鑑を税務担当まで持参して、納期限の7日前までに申請してください。  
問い合わせ先 役場税務担当  
☎ 76 2151 内線220

園児などの通園に  
バス代を全額補助

町内の保育所や幼稚園にバスで通う未就学児童の交通費を全額補助しますので該当する方は次の方法で申請してください。

対象者 町内に住む3歳以上で、1人で通うことができる子どもの保護者の方  
補助額 定期乗車券の運賃に相当する額

申請方法  
① 町営バス利用の場合：申請書を役場福祉担当に提出してください。内容を確認した後定期券をお渡しします。

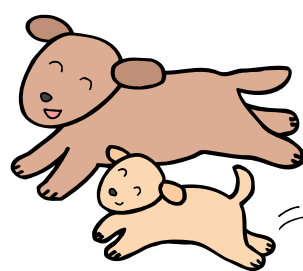
② 民間バス利用の場合：購入した定期券を、申請書と一緒に提出してください。後口補助金をお支払いします。  
申請先 役場福祉担当  
☎ 76 2151 内線234

狂犬病注射はお済みですか

4月に実施した犬の登録と狂犬病予防注射を済ませられていない飼い主の方は、2回目を次により行いますので、必ず予防注射と登録を済ませますようお願いいたします。

日時・場所  
5月24日(日)  
9時00分～9時30分  
旧共済組合前(旭町)  
9時40分～9時50分  
活汲消防前  
10時10分～10時20分  
本岐消防前  
10時50分～11時00分  
相生消防前

登録料 3000円(登録済みの場合は不要)  
注射料 3040円  
問い合わせ先  
役場 環境衛生担当  
☎ 76-2151 内線215



町民植樹祭を行います！

今年も次のとおり植樹を実施しますので、町民の方の参加をお願いします。

開催日 5月10日(日)  
植樹場所 共和町有林内  
(火山灰採取場付近)  
集合時間 午前9時00分  
集合場所 役場正面玄関前  
持ち物等 軍手、スコップ、長靴、作業ができる服装  
バスで現場へ向かいます

特定疾患・腎機能障害者の通院費の補助

特定疾患、腎機能障害のある方の通院費を補助します。

① 特定疾患の方：津別町に在住で、特定疾患医療受給者証または、特定疾患々者認定書の交付を受けている方と、その介護者の方  
② 腎臓機能障害者：津別町に在住で、腎臓機能障害者で身体障害者手帳の交付を受けている方と、その介護者の方  
補助額 利用したJR旅客運賃、一般乗合バス運賃の自己負担分の2分の1以内(最も経済的な通常の経路)  
申請方法 申請書に記入のうえ、役場福祉担当 ☎ 76 2151 内線234まで提出してください。

「町民団体協働の川づくり事業」

事業の概要  
北海道が河川を管理する上で、必要と判断する区域の草刈や伐採作業を沿川の自治会や河川愛護団体などのみなさんに行っていただき、実施いただいた面積に応じて費用をお支払するといったものです。  
問い合わせ先  
役場 道路・車両グループ ☎ 76 - 2151(内線249)

人づくり研修への参加を募集しています！

～自主的な研修(文化・福祉・産業など)を応援します！～  
助成額 上限80,000円  
(対象経費の50%以内)  
対象者 18才以上の町民の方  
研修先 国内(道内除く)  
締切日 6月1日(月)  
申し込み・問い合わせ先  
役場 地域振興グループ ☎ 76 - 2151 内線242



広報4月号の訂正とお詫び

広報4月号4ページに掲載しました「今年度の主な事業」の中の事業費の金額に誤りがありましたので下記の通り訂正いたします。関係者の皆様にはご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。  
ファミリースキー場施設整備事業  
1214万円 199万円

津別町の介護保険・高齢者福祉について  
いっしょに考えていただける方を募集します

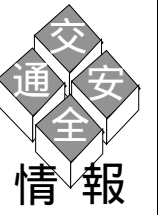
平成12年4月から介護保険制度が始まり、町では第4期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成21年から23年まで)を策定しました。この制度を町の実情や特性に合ったより良い制度にするため、住民の方の意見をいただきたいとの考えから、2人の方については公募により参加をしていただいています。  
町の高齢者福祉サービスや、高齢者介護に関する問題など介護保険制度について、日ごろ考えていることがありましたらぜひご応募ください。  
募集職種 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定委員会委員。委員会は年2回程度開催予定。  
募集人員 2名(委員任期は2年)  
募集資格 津別町に在住し、保健、福祉、医療に関心のある方。年齢は40歳から70歳未満の方。  
応募方法 下記グループに直接申し込みをしてください。  
応募期日 5月15日(金)まで  
問い合わせ先 役場介護福祉グループ ☎ 76 - 2151

人権擁護委員さんをご紹介します

本年4月1日付で、細川サチ子さんが人権擁護委員に委嘱されました。  
このことから、津別町の人権擁護委員は「修田建恵」さんの2名です。人権擁護委員の職責は次のとおりとなっております。  
1 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をなすこと。  
2 民間における人権擁護運動の助長に努めること。  
3 人権侵害事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。  
4 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。  
5 その他他人権の擁護に努めること。  
人権問題についてご相談がありましたら、左記担当までご連絡ください。  
問い合わせ先 役場 住民生活グループ  
☎ 76-2151 内線216

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。  
自転車盗難事件発生！  
3月中、美幌町内の店舗前敷地で、買い物客の自転車が盗難に遭う被害が発生しています。  
店舗荒らし・事務所荒らし事件発生！  
3月中、店舗や事務所が夜間に荒らされるという被害が2件発生しています。  
銃刀法が改正され禁止の刃物が増えました！  
本年1月5日、銃刀法が改正され刃渡り5.5センチメートル以上の両刃の刃物(背の部分にも刃がついているもの)が所持禁止となりました。現在お持ちの方でも、本年7月4日までに警察署などに廃棄依頼をすれば罪にはとわれません。身の回りに、該当する刃物や不要なナイフがありましたら警察にご相談ください。



自転車のマナー  
守っていますか？

暖かくなり、児童生徒や高齢者の自転車姿を多く見かける季節となりました。道路交通法では、自転車は「その他の車両」とされ、違反者に対しては、厳しい罰則規定があります。  
自転車でもっとも多い違反行為は次のとおりです。  
① 夜間における無灯火運転  
② 飲酒運転  
また、自転車での走行については危険防止のために極力歩道を通行しましょう。ただし、歩道はあくまでも歩行者のためのものであることを自覚し、注意して走行しましょう。  
この他にも、安全に使えるように、使用前の点検整備をする等、注意すべき点はたくさんあります。「交通ルール」と「守るべきマナー」を忘れずに、交通安全を推進しましょう。

住民生活グループ ☎ 76-2151